

旅券（パスポート）申請のご案内

この案内は、日本国籍を有し、新潟市に住民登録のある方が、次の申請手続きをするための案内です。

- ① 初めてパスポートを取得する場合
- ② 有効期限が切れて、新たにパスポートを取得する場合
- ③ 有効期間が1年未満になり、新しいパスポートに切り替える場合
- ④ 氏名または本籍地の都道府県名に変更があり、新しいパスポートに切り替える場合
- ⑤ 査証欄の余白がなくなり、新しいパスポートに切り替える場合

※有効なパスポートを紛失、焼失、損傷した場合は、旅券窓口にお問い合わせください。



新潟市パスポートセンターHP

【申請に必要な書類】 ※不足や不備があった場合は受付ができませんので、ご注意ください。

1. 一般旅券発給申請書 (折り曲げ厳禁)	1通	・有効期間が10年用と5年用の2種類あります。 ・申請時に18歳未満の方は、5年用のみ申請できます。
2. 戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) (6か月以内に発行されたもの)	1通	・有効なパスポートを切り替える場合で、氏名または本籍地の都道府県名に変更がない場合は省略できます。 ・本籍が「新潟市にある方」は、パスポートセンターで戸籍謄本を請求できます。(1通450円) ・本籍が「新潟市以外の方」は、本籍地の市区町村へ請求してお持ちください。 ・同一戸籍内の方が同時に申請する場合は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)1通で申請できます。
3. 写真 (カラー、白黒どちらでも可) (6か月以内に撮影されたもの)	1枚	<p>(単位: mm)</p> <p>※申請書に貼らずにお持ちください。</p> <p>・左図の規格に適合し、ふちなし、無背景、正面向き、無帽で目元や輪郭を隠していないもの。顔の寸法は頭頂からあごまで34mm±2mm(頭髪のボリュームが大きい方は窓口にご相談ください)。 ・同フロアにある証明写真のテナントで撮影することもできます。</p> <p>〈パスポート用写真としてふさわしくないもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画質が粗く不鮮明なもの。変色、汚れ、傷、線、画像加工があるもの。左右反転したもの。 ・照明が眼鏡に反射したもの、眼鏡のフレームや髪が目にかかっているなど目元がはっきりしないもの。カラーコンタクト、腫のフチを広げるコンタクト着用のもの。 ・フラッシュ等により瞳が赤く写ったり、反射で瞳の形がわからないもの。 ・幅広いヘアバンド等で頭部を覆っているもの。 ・背景に壁の柄やイスの背もたれ、影などが写っているもの。背景の色がグラデーションのもの。 ・頭髮や衣服と背景が同じ色で区別がつかないもの。 ・極端に笑っているなど平常時と著しく表情が異なるもの。 ・頭髮やアクセサリーで顔の輪郭や耳が隠れるもの。影があって人物が特定しづらいもの。 ・デジタル写真の場合、写真専用紙を使用していないもの、ドット(網状の点)やジャギー(階段状のギザギザ模様)、インクのにじみが認められるもの。 <p>※写真はそのままパスポートに転写されます。出入国審査で旅券の顔画像と所持人の顔を電子機器で照合する場合がありますので、照合の妨げとならないよう国際規格に適合した写真をお持ちください。詳しい写真の規格は外務省ホームページの「パスポート申請用写真の規格」を参照</p>
4. 本人確認書類 (原本で有効なもの。コピー不可)		<p>① 次のものから1つ提示してください。</p> <p>マイナンバーカード、日本国旅券(現に有効なもの、または失効後6か月以内のもの)、運転免許証、官公庁等の身分証明書(写真付)、身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの)、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降の交付のもの)など</p> <p>② ①を提示できない場合は、次のものから(イ+イ)または(イ+ロ)の組み合わせで2つを提示または提出してください。(ロ+ロ)の組み合わせはできません。</p> <p>イの確認書類</p> <p>健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、国民年金証書(手帳)、厚生年金保険証書(手帳)、共済年金証書、印鑑登録証明書と登録印、基礎年金番号通知書 など</p> <p>ロの確認書類</p> <p>当該学年の学生証(写真付、ただし、中学生の生徒手帳は写真なしでも可)、会社の身分証明書(写真付)、公の機関が発行した資格証明書(写真付)、失効旅券(本人が確認できるもの)、母子健康手帳(小学生以下の場合)、各医療費受給者証など</p> <p>※マイナンバーの通知カードは不可</p>
5. 前回取得したパスポート		<p>・有効なパスポートをお持ちの方は、そのパスポートの提示がないと申請できません。なお、そのパスポートの残りの有効期間は切り捨てとなり、新しいパスポートが交付されます。お持ちのパスポートは、新しいパスポート受取りの際返納していただきます。※失効している場合は、なくても受付可能ですが、できるだけお持ちください。</p>
6. その他		<p>・「新潟県外に住民登録のある方」が新潟市で申請する場合は、「住民票の写し」及び「居所の確認書類」の提出が必要となりますので、旅券窓口にお問い合わせください。</p>

申請にあたっての注意事項

【代理提出について】

■申請書は、申請者に代わって代理の方が提出できます。ただし、パスポートの受け取りは、年齢に関係なく必ず本人がお越しください。代理の方にはお渡しできません。

■代理提出をする場合は、予め申請者(本人)が記入した申請書と添付書類、申請者(本人)の本人確認書類の原本を代理の方がお持ちください。なお、代理の方の本人確認書類も必要です。

■次に該当する方は、代理の方による申請書の提出はできません。

- ・有効なパスポートを紛失・焼失・損傷した方
- ・過去にパスポートを申請して受け取らなかった方
- ・一時帰国者
- ・新潟県外に住民登録がある方で、就学、長期出張、単身赴任などにより継続して新潟市に住んでいる方(居所申請)

【未成年者(申請日に18歳未満の方)の申請について】

■5年旅券のみの申請となります。

■申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者または後見人の署名が必要です。

■親権者等が遠隔地に在住の場合は、親権者等の署名がある「同意書」の提出でも差し支えありません。同意書は新潟市ホームページからダウンロードできます。

【居所(住民登録地以外)の申請について】

■次に該当する方は住民登録が新潟市以外であっても新潟市で申請できる場合があります。旅券窓口にお問い合わせください。居所申請の場合は、代理提出はできません。

- ・一時帰国者・船員
- ・新潟県外に住民登録がある方で就学、長期出張、単身赴任などにより継続して新潟市に住んでいる方

【パスポートの受取について】

■パスポートはパスポートの写真が本人であることを確認してお渡ししますので、年齢に関係なく必ず本人がお越しください。代理の方にはお渡しできません。

■パスポートの受取には、申請時にお渡しする一般旅券受領証と切替申請された方は前回取得したパスポートをお持ちください。

■申請日から6か月以内に必ずお受け取りください。お受け取りをされない場合、そのパスポートは失効となり、失効後5年以内に新たな申請をする際手数料が通常より6,000円高くなります。

■受取の際に国手数料は収入印紙、新潟県手数料はキャッシュレス決済でお納めください。(収入印紙は、同フロアの証明写真のテナントで購入できます。)

《旅券発給手数料(新規・切替)》

区分	手数料	内 訳	
		国(収入印紙)	新潟県
10年旅券	16,000円	14,000円	2,000円
5年旅券	12歳以上	11,000円	2,000円
	12歳未満	6,000円	2,000円

※「年齢計算に関する法律」により、年齢は誕生日の前日に加算されます。12歳未満の手数は12歳の誕生日の前々日までに申請のあった方に適用されます。

【その他】

■申請書の「刑罰等関係」欄に該当する方は、県パスポートセンターでの申請となりますので、県パスポートセンター(電話 025-290-6670)へお問い合わせください。

■「査証欄増補申請」は令和5年3月27日に制度が廃止されましたのでご注意ください。

■有効なパスポートをお持ちの方で、氏名または本籍地の都道府県名に変更がある場合やパスポートの査証欄の余白がなくなった場合(見開き3ページ以下)は、5年あるいは10年の新たなパスポートの申請ができるほか、現在お持ちのパスポートと有効期間満了日が同一の新たなパスポートの申請をすることができます。(残存有効期間同一旅券)

■マイナンバーカードを取得済で、署名用電子証明書を設定されている方は、パスポートの申請手続きが一部オンラインでできるようになりました。

- ・パスポートの有効期間が1年未満かつ記載事項に変更がない方の切替申請の場合
- ・査証欄の余白がなくなった場合(見開き3ページ以下)

【旅券窓口と受付時間】

【受付時間】

午前10時～午後6時30分(受取は午後7時まで)
土曜日、日曜日、祝日も受け付けています。
※12月29日・30日、1月3日は申請ができません。
パスポートの交付のみ行います。

休業日 12月31日、1月1日・2日

【申請から受取までの日数】

新潟市パスポートセンター 8日
(祝日、振替休日、年末年始(12/29~1/3)を除く。)
※休みが続く場合は受取るまで日数がかかることがありますのでご注意ください。

【旅券窓口】

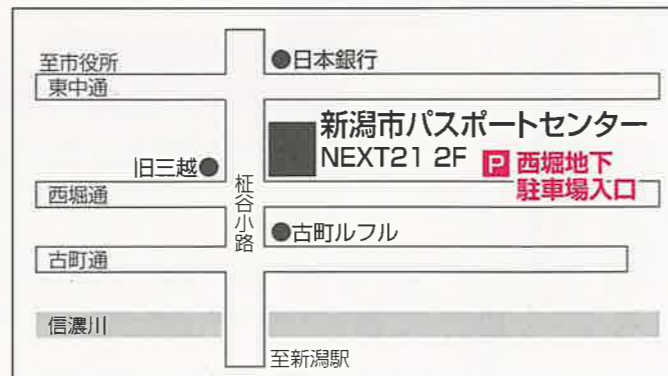
新潟市パスポートセンター 電話 025-226-7744
FAX 025-226-7740
〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地
NEXT21 2階
ホームページ 検索サイトからの検索が便利です。

新潟市パスポートセンター

■駐車場(パスポートの申請、受取でご利用の方)

新潟市西堀地下駐車場…1時間無料

※NEXT21駐車場をご利用の場合、無料対応はありません。
※車椅子用駐車場をご希望の方はお問い合わせください。



※必要箇所に記載がない場合は受付できませんので、ご注意ください。

記入例

所持人自署

必ず申請者本人が記入してください。この欄はそのままパスポートに転写されます。字体は英字でも日本字でもかまいません。

(記入例)

古町 花子

Hanako Furumachi

小学生で漢字が書けない場合

ふるまちはなこ

所持人自署の代筆

申請者が乳幼児または身体の障がい等により署名が困難な場合には、次の方が代理で署名してください。

- ①法定代理人 (親権者・後見人)
- ②配偶者
- ③渡航に同行する者

(記入例)

古町 花子

古町太郎(父)代筆

古町 花子

by T.Furumachi(Father)

Hanako Furumachi

by T.Furumachi(Father)

署名として良くない例

枠からはみ出している

Hanako Furumachi

なぞっている

古町 花子

インクが薄かったりかすれたりしている

古町 花子

記入上の注意事項

□申請書は機械で読み取るので、折ったり、汚したりしないでください。

□黒または青の濃いインクで枠からはみださないように記入してください。消しゴムで消せるボールペンは使用できません。

□記入ミスをした場合は、二本線で消して訂正してください。修正液は絶対 사용하지しないでください。

□「所持人自署」欄の署名は、そのままパスポートに転写されるため、枠からはみ出し、なぞり、かすれ等で書き損じた場合の訂正はできませんので、新しい申請書に書きなおしてください。

□ の箇所は必ず申請者本人が署名・記入してください。記入漏れや申請者以外の方が記入した場合は受付できません。

新規・切替 (18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用) **5年用**

受取年月日 受理番号

窓口に記入欄 **記入しないでください。** 確認

有効期間 3ヶ月未満 3ヶ月以上

氏名 (左詰めで記入)
フルマチ ハナコ
姓 名
古町 花子
姓 名
FURUMACHI
名 HANAKO

ヘボン式ローマ字活字体大文字で記入してください。
姓 FURUMACHI
名 HANAKO

所持人自署 (この署名は勝手にそのまま転写されます)
古町 花子

性別 男 女
生年月日 630821

本籍 新潟県 新潟市中央区万代島5番地

旅券番号 MN7654321 発行年月日 20070714

この申請書を提出する目的の年齢 18歳以上の場合は、下欄の(内)に「5」と必ず記入してください。

現住所 (住民票に記載の住所)
〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地

住所 新潟市中央区西堀通1番町8602番地1

緊急連絡先 氏名 古町 太郎 申請者との関係 父 電話 025(228)1000

※次の各事項に該当しているか否か、□に✓印を記入してください。(本人又は法定代理人が記入してください。)

1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。 はい いいえ

2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 はい いいえ

3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。 はい いいえ

4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 はい いいえ

5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を使用して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 はい いいえ

6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。 はい いいえ

現住外国の国籍を有していますか。 はい いいえ

「はい」の場合、どの国の国籍ですか。取得年月日 年 月 日

どのような方法で取得しましたか。 外国籍の父又は母の子として出生 外国での出生 外国人との婚姻又は養子縁組 帰化申請又は国籍取得届出

記入しないでください。 官庁コード

(別記第2号様式) 用紙の大きさはA4

厳折り曲げ禁止

ヘボン式ローマ字一覧表

A	I	U	E	O	GA	GI	GU	GE	GO	NYA	NYU	NYO
ア	イ	ウ	エ	オ	ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ	ニャ	ニュ	ニョ
KA	KI	KU	KE	KO	ZA	JI	ZU	ZE	ZO	HYA	HYU	HYO
カ	キ	ク	ケ	コ	ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ	ヒャ	ヒュ	ヒョ
SA	SHI	SU	SE	SO	DA	JI	ZU	DE	DO	MYA	MYU	MYO
サ	シ	ス	セ	ソ	ダ	ヂ	ヅ	デ	ド	ミャ	ミュ	ミョ
TA	CHI	TSU	TE	TO	BA	BI	BU	BE	BO	RYA	RYU	RYO
タ	チ	ツ	テ	ト	バ	ビ	ブ	ベ	ボ	リャ	リュ	リョ
NA	NI	NU	NE	NO	PA	PI	PU	PE	PO	GYA	GYU	GYO
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	パ	ピ	プ	ペ	ポ	ギャ	ギュ	ギョ
HA	HI	FU	HE	HO	KYA	KYU	KYO	JA	JU	JO	JO	
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	キャ	キュ	キョ	ジャ	ジュ	ジョ	ジョ	
MA	MI	MU	ME	MO	SHA	SHU	SHO	BYA	BYU	BYO	BYO	
マ	ミ	ム	メ	モ	シャ	シュ	ショ	ビャ	ビュ	ビョ	ビョ	
YA	YU	YO			CHA	CHU	CHO	PYA	PYU	PYO	PYO	
ヤ	ユ	ヨ			チャ	チュ	チョ	ピャ	ピュ	ピョ	ピョ	
RA	RI	RU	RE	RO								
ラ	リ	ル	レ	ロ								
WA		O		N (M)								
ワ		ラ		ン								

※注意点

- 長音: 「O」や「U」は記入しない。
大野(おおの)→ONO 佐藤(さとう)→SATO 裕子(ゆうこ)→YUKO
- 撥音: B M Pの前に「N」の代わりに「M」をおく。
難波(なんば)→NAMBA 本間(ほんま)→HOMMA
- 促音: 子音を重ねる。ただし、チ(CHI)、チャ(CHA)、チュ(CHU)、チョ(CHO)に限り、その前は「T」を加える。
服部(はっとり)→HATTORI 吉川(きっかわ)→KIKKAWA
発地(ほっち)→HOTCHI 八丁(はっちょう)→HATCHO

【初めてパスポートを申請する方】

パスポートの氏名表記は、一覧表のヘボン式ローマ字表記となりますが、希望によりヘボン式でないローマ字を表記することができます。ご希望の方は、綴りの確認に必要な書類を提出していただくことがありますので、旅券窓口にお問い合わせください。

【パスポートを取得したことがある方】

パスポートの氏名表記は従来の表記と同じになります。ただし、姓の変更などの事情により、パスポートの氏名表記の変更が必要な方は、旅券窓口にお問い合わせください。

出発予定日 令和〇年〇月〇日 ※主要渡航先での滞在期間 3ヶ月未満 3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に✓印をつけ、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

① 表面の刑罰
② 渡航目的 (具体的場合は、二重)

記入しないでください。

今日の出発先 (渡航先を記入し、コード表を参照して4桁のコードを記入してください)

国名

希望者のみ記入してください。
(綴りの確認に必要な書類を提出していただくことがあります)

外務大臣 殿 令和〇年〇月〇日
大使 総領事 殿

法定代理人(親権者、後見人など) 署名

本人確認欄 (1点でよい書類) 日本国旅券 運転免許証 個人番号カード 船員手帳 海技免許 気銃免許

(2点必要な書類) 戦傷病者手帳 宅建取引士証 電気工事士免状 無線従事者免許証

介護保険証 印鑑登録証明書及び実印 健康保険証 後期高齢者医療被保険者証 国民健康保険証 その他有効な身分証明書

記入しないでください。

申請書類等提出委任申出書

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し上げます。

申請者記入 令和〇年〇月〇日

引受人氏名 古町 一男 申請者との関係 夫

引受人住所 新潟市中央区西堀通6番町866番地

引受人記入 令和 年 月 日 連絡先電話番号 025(226)7744
生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 63年 9月 28日

注意事項 1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

カタカナで記入してください。濁点も同じマスに記入してください。

戸籍どおりに正確に記入してください。

ヘボン式ローマ字の大文字活字体で記入してください。

戸籍どおり記入してください。

必ず申請者本人が記入してください。

過去に旅券の発給を受けた方は記入してください。

住民登録している住所を記入してください。

渡航中に日本国内で連絡できる所を記入してください。

「はい」に該当する方は県パスポートセンターでの手続きになる場合がありますので、旅券窓口にご相談ください。

未定の方は「未定」と記入してください。

ヘボン式以外の表記や別名併記を希望する場合のみ記入してください(どちらか一方の場合もあります。)。一度登録した氏名のローマ字表記は原則変更できません。

法定代理人署名 申請者が未成年者(18歳未満)または成年被後見人の場合、法定代理人(親権者または後見人)の署名が必要です。法定代理人自身が署名してください。

申請書類等提出委任申出書 代理の方が申請書を提出する場合に記入してください。ただし、法定代理人が提出する場合は記入不要です。

「申請者記入」欄は申請者本人が記入してください。

「引受人記入」欄は代理の方が記入してください。

申請者以外の方が申請書類等を提出する場合は、この欄も忘れずに記入してください。

(令和五年三月改正)

(令和五年三月改正)

(別記第4号様式)